

情報科学研究科専攻長会議事要旨（令和2年7月16日）

前回（7月2日）開催の専攻長会議事要旨（案）は、事前に送付し確認願っていたが、本日まで意見等の申し出はなく、承認された。

【協議事項】

1. 教員等人事について

特任研究員S1名の採用について、審議の結果、承認された。

2. クロス・アポイントメント制度に関する協定書（案）について

学校法人法政大学とのクロス・アポイントメント制度に関する協定書について、審議の結果、承認された。

3. 2020年度研究生の受入れ期間の変更について

研究生1名の受入れ期間の変更について、審議の結果、承認された。

4. 博士論文の受理について

博士論文3件の受理について、審議の結果、承認された。

5. 中国 東南大学との Joint Institute について

標記のことについて、審議の結果、研究科として最大10名程度修士学生を受け入れることについて、承認された。また、今後の議論の進捗状況については、教授会あるいは専攻長会で逐次報告する旨、説明があった。

6. 大学院における研究指導の計画の策定について

標記のことについて、説明があり、種々意見交換を行った。各専攻内で意見照会し、次回専攻長会で引き続き議論を行うこととした。

【報告事項】

1. 令和2年度学内委員について

標記のことについて、報告があった。

2. 大阪大学における教育の内部質保証のための教育アセスメントのガイドラインの制定について

標記のことについて、報告があった。

3. その他

・コロナ新時代における大阪大学の行動ガイドラインの策定及び新たな活動基準について、報告があった。教員の業務従事場所について意見交換を行い、研究科として、特に出勤率等に制限がない現状においては、基本的にはテレワークではなく、研究科に出勤のうえ業務に従事いただきたいことを確認した。

次回の専攻長会は、令和2年8月7日（金）9時30分から、情報科学A棟会議室で開催することが確認された。